

地方独立行政法人知多半島総合医療機構
建設工事事後審査型制限付一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方独立行政法人知多半島総合医療機構（以下「法人」という。）が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）（以下「建設業法」という。）第2条第1項に規定する建設工事について規定する。以下同じ。）について、入札後に入札価格の低い者から順に入札参加資格の審査を行い、その者が適格である場合に落札を決定する事後審査型制限付一般競争入札（以下「事後審査型入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 事後審査型入札の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、1件の工事設計金額が5,000万円以上（ただし、土木一式工事にあつては1億円以上）のもののうち、地方独立行政法人知多半島総合医療機構指名審査会の審査を経て決定するものとする。

(入札参加資格及び入札の公表)

第3条 事後審査型入札に係る入札参加資格及び入札の公表は、法人ホームページへの掲載によるものとする。

2 事後審査型入札においては、地方独立行政法人知多半島総合医療機構契約規程（以下「契約規程」という。）第6条に規定する事項のほか、次に掲げる事項を掲載するものとする。

(1) 事後審査型制限付一般競争入札参加申込書（様式第1）（以下「参加申込書」という。）の提出方法、提出場所及び提出期限

(2) 事後審査型制限付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2）及び入札参加資格確認に必要な書類（以下「確認申請書等」という。）の提出方法、提出場所及び提出期限

(3) 落札者決定方法

(参加資格)

第4条 入札に参加することができる者は、次の各号に掲げる入札参加資格のいずれにも該当するものとする。

(1) 契約規程第5条に規定する一般競争入札に参加させることができない者に該当しないこと

(2) 法人の設立団体である半田市又は常滑市（以下「設立団体」という。）の入札参加資格を得ている者であること

(3) 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の総合評定値が、対象工事の設計金額、建設工事の種類及び本店、支店又は営業所の所在地に応じて、別表に示した数値以上であること

- (4) 対象工事と同種の工事の施工実績があること
 - (5) 対象工事に配置を予定している現場代理人、主任技術者又は監理技術者が適正であること
 - (6) 地方独立行政法人知多半島総合医療機構指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと
 - (7) 個別の工事に応じて必要と認める資格があること
- (入札参加申込)

第5条 事後審査型入札に参加しようとする者は、参加申込書を、提出期限までに理事長に提出しなければならない。

(配置予定技術者の変更)

第6条 入札参加申込書を提出した者は、参加申込書に記載した配置予定技術者を変更してはならない。ただし、死亡、傷病、退職等のやむを得ない理由により変更が必要となった場合は、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。

(開札)

第7条 事後審査型入札においては、入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者と決定し、かつ第10条第1項の規定により落札者が決定するまで、最も入札価格の低い者から順に入札参加資格の審査を行うこととし、開札を終了する。

2 開札の結果、前項の落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2者以上あるときは、落札候補者の決定を保留した上で、くじにより落札候補者及びその次の順位以降の者（以下「次順位者」という。）を決定するものとする。

3 入札の無効については契約規程第14条の定めるところによる。

(入札の中止等)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することができる。

(1) 不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき

(2) 天災等やむを得ない理由があると認められるとき

(確認申請等の提出)

第9条 開札後に落札者とするための第4条各号に規定する入札参加資格の確認を行うため、入札執行者は、速やかに落札候補者に確認申請書等の提出を求めるものとする。

2 落札候補者は、前項に規定する確認申請書等の提出を指示された日の翌日から起算して2日（地方独立行政法人知多半島総合医療機構職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程で定める週休日及び休日（以下「週休日等」という。）を除く。）以内に持参しなければならない。

3 落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認申請書等を提出

しないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

（入札参加資格要件の審査）

第10条 入札執行者は、前条第2項の規定により確認申請書等の提出があったときは、公表した入札参加要件に基づき、落札候補者が当該要件を満たしていることの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしているときは、落札決定とし、満たしていないときは、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで審査を行うものとし、審査の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の審査は行わない。

2 入札参加資格要件の審査は、前条第2項に規定する確認申請書等の提出期限日の翌日から起算して3日以内（週休日等を除く。）に行うものとする。

3 入札参加資格要件の審査結果は、事後審査型制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式第3）（以下「結果通知書」という。）により取りまとめるものとする。

4 前項の通知により不適格となった者は、通知を受けた日から起算して2日（週休日等を除く。）以内は、その理由について書面で問い合わせることができる。

（落札決定の通知等）

第11条 入札執行者は、前条第1項の規定により落札を決定したときは、当該落札者にその旨を速やかに通知するものとする。

（委任）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年9月1日から施行する。

別表（第4条関係）

■地域要件及び経営事項審査の総合数値による参加基準

[設計金額が5,000万円以上1億円未満の工事]

建設工事 の種類	経営事項審査の総合評定値	
	設立団体に本店を有する者	設立団体に支店又は営業所を有する者
建築一式工事	730点以上	730点以上

[設計金額が1億円以上3億円未満の工事]

建設工事 の種類	経営事項審査の総合評定値		
	設立団体に本店を有する者	設立団体に支店又は営業所を有する者	設立団体を除く知多3市5町に本店を有する者
土木一式工事	800点以上	800点以上	900点以上
建築一式工事	730点以上	730点以上	800点以上

[設計金額が3億円以上5億円未満の工事]

建設工事 の種類	経営事項審査の総合評定値			
	設立団体に本店を有する者	設立団体に支店又は営業所を有する者	設立団体を除く知多3市5町内に本店を有する者	知多5市5町を除く愛知県内に本店、支店又は営業所を有する者
土木一式工事	800点以上	800点以上	1,000点以上	1,200点以上
建築一式工事	730点以上	730点以上	900点以上	1,200点以上

[設計金額が5億円以上の工事]

建設工事の種類	経営事項審査の総合評定値			
	設立団体に本店を有する者	設立団体に支店又は営業所を有する者	設立団体を除く知多3市5町内に本店を有する者	知多5市5町を除く愛知県内に本店、支店又は営業所を有する者
土木一式工事	800点以上	800点以上	1,000点以上	1,500点以上
建築一式工事	730点以上	730点以上	900点以上	1,500点以上

備 考

- 1 支店又は営業所にあつては、当該支店又は営業所に契約締結の権限を委任された代理人を置いているものに限る。
- 2 その他の建設工事に係る地域要件及び経営事項審査の総合評価値については、工事単位ごとに設定し公表する。
- 3 設計金額に関わらず、耐震補強工事など高度な技術を要するため表の基準では施工能力のある業者が十分に見込めない場合の地域要件及び経営事項審査の総合評価値については、工事単位ごとに設定し公表することができる。

様式第1（第3条関係）

事後審査型制限付一般競争入札参加申込書

年 月 日

地方独立行政法人知多半島総合医療機構
理事長 様

（申込者）

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

印

事後審査型制限付一般競争入札に参加したいので、下記のとおり入札参加申込をします。

なお、本申込書の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 入札参加資格

（1）業 種

（2）総合評定値通知書の総合数値

4 配置予定技術者

（1）氏 名

（2）資 格

様式第2（第3条関係）

事後審査型制限付一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

地方独立行政法人知多半島総合医療機構
理事長 様

（申込者）

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

印

「(工事名)」に係る事後審査型制限付一般競争入札について、下記の関係書類を添え、入札参加資格の確認を申請します。

なお、本申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

〔関係書類〕

様式第3（第10条関係）

事後審査型制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書

年 月 日

様

地方独立行政法人知多半島総合医療機構
理事長

1 審査対象者

2 審査対象事業

（１） 工 事 名

（２） 工事場所

（３） 工 期

3 制限付一般競争入札に参加できる者の資格

4 審査結果

（注 意）

この通知に疑義がある場合は、地方独立行政法人知多半島総合医療機構建設工事事後審査型制限付一般競争入札実施要領第10条第4項の規定により、この通知を受けた日から起算して2日（週休日等を除く。）以内に、その理由について書面で問い合わせることができる。